

インターンシップ保険加入について

インターンシップ保険とは、実習中や通勤中に、自身が損害を受ける(怪我をする)あるいは実習先に損害を与えた場合に、その損害を補償するものです。インターンシップに参加する際には、インターンシップ保険に加入することをお勧めします。また、企業や団体によっては、応募時や受け入れ決定後に、保険の加入や保険加入証明書の提出を指示されることがあります。

個人でインターンシップに参加する方

入学時に加入している場合もありますので、まずはご家族に確認してください。保険加入の際には、補償内容が受入機関の求めている範囲をカバーしているかよく確認し、必要に応じて受入機関にお問い合わせください。また、示談交渉サービスの有無を確認し、可能であれば付帯しているものに参加してください。

求められる保険には主に次の2種類があります。

■災害傷害保険

インターンシップ実習生自身が災害や傷害を被った場合に補償される

■損害賠償責任保険

インターンシップ実習生が他者の財物に与えた損害および他者へ与えた傷害を賠償する

| 参考 |

自身で保険を見つけることができない場合は、東京インターカレッジコープをご検討ください。

<https://kyosai.univcoop.or.jp/guidance/index.html>

Co・oP学生総合共済保険 + 学生賠償責任保険(示談交渉サービス付)

大学経由応募でインターンシップに参加する方

大学経由応募でインターンシップに参加する方は、以下の保険が適用されます。受入機関が決定次第、キャリア支援センターが登録手続きを行います。学生自身の手続きは不要です。

■学生教育研究災害傷害保険(傷害保険)

インターンシップ実習生が災害や傷害を被った場合に補償される

■学研災付帯賠償責任保険((賠償責任補償)

インターンシップ実習生が他者の財物に与えた損害、および他者へ与えた傷害を賠償する

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/>

| 注意 |

大学経由応募は以下の4パターンです。

■MBT

■インターンシップ準備講座の大学経由応募枠

■理工系インターンシップ実習の大学経由応募枠

■公共機関のインターンシップ(キャリア支援センターで推薦者の選抜が必要なものの、大学と公共機関のあいだで協定書等文書の取り交わしが必要なものに限る)

| 注意 |

大学経由応募で実習に参加する方で、さらに個人的に他のインターンシップに参加する際、その実習先から保険の加入および証明書の提出を求められた場合は、「個人でインターンシップに参加する方」を参考にご自身で保険加入と証明書発行手続きをしてください。

問い合わせ先

キャリア支援センター(平日9:00~17:00)

intern@jim.seikei.ac.jp / 0422-37-3538